
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 51 回企業会計基準諮問会議（2024 年 7 月 24 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

II. 日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（リース会計）**

2. 2023 年 5 月 2 日に公表した企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」等に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2024 年 9 月 13 日に企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」等を公表した。

（金融商品会計（金融資産の減損））

3. 前回の企業会計基準諮問会議では、ステップ 4¹に関して次の論点について審議を行い、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者²への意見聴取を行ったことをご報告した。

(1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定

(2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

¹ 以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）を行っている。

ステップ 1：ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）の開発

ステップ 3：ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 4：ステップ 2 を採用しない金融機関に適用される会計基準（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準）の開発

ステップ 5：一般事業会社に関する検討

ステップ 6：公開草案の公表

² 第 208 回金融商品専門委員会及び第 221 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者にご意見を伺った。

- (3) 実効金利法に関連する論点（金融商品の測定に関する論点を含む。）
- (4) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券
- 4. 前回の企業会計基準諮問会議以降、ステップ 4 に係る前項(1)から(3)の論点についてはオプションを設ける方向性で議論が進んだ一方、前項(4)及びステップ 5 に関する論点については議論が継続している。また、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）において、ステップ 4 に関するこれまでの審議の状況を整理したうえで、金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方(ステップ 6)について審議を行い、ステップ 6 に関する審議を開始している。

その他の主な会計基準の開発

（金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い）

- 5. 2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表している。当該論点整理については 2022 年 6 月 8 日に締め切っており、16 件のコメントが寄せられた。
- 6. 第 47 回企業会計基準諮問会議（2023 年 3 月 1 日開催）以後は、審議を行っていない。

（四半期報告書制度の見直しへの対応）

- 7. 前回の企業会計基準諮問会議では、次の(2)②について審議を開始したことをご報告した。
 - (1) 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「四半期会計基準等」という。）と企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「中間会計基準等」という。）を統合した会計基準等の開発の要否
 - (2) 中間会計基準等に関連する他の会計基準等の修正への対応
 - ① 中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換え
 - ② 中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかでない項目の取扱い
- 8. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）では、前項(1)について審議を行い、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発を行うことを決定した。

(上場企業等が保有するベンチャーキャピタル (VC) ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い)

9. 第 516 回企業会計基準委員会 (2023 年 12 月 13 日開催) において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する組合等への出資に関して、VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定した。第 517 回企業会計基準委員会 (2023 年 12 月 27 日開催) より審議を行い、2024 年 9 月 20 日に移管指針公開草案第 15 号 (移管指針第 9 号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針 (案)」を公表した。
10. 2024 年 11 月 20 日に公開草案のコメントを締め切り、今後、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討する予定である。

(バーチャル PPA に係る会計上の取扱い)

11. 第 531 回企業会計基準委員会 (2024 年 8 月 20 日開催) において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、バーチャル PPA (Power Purchase Agreement) に関して現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられている取引を前提に需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定した。
12. 第 533 回企業会計基準委員会 (2024 年 9 月 18 日開催) より審議を行っている。

(後発事象に関する会計基準)

13. 第 531 回企業会計基準委員会 (2024 年 8 月 20 日開催) において、企業会計基準諮問会議からの報告を踏まえ、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて後発事象に関する会計基準の開発を行うことを決定した。本テーマについては、今後検討を開始することを予定している。

(継続企業に関する会計基準)

14. 第 531 回企業会計基準委員会 (2024 年 8 月 20 日開催) において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて継続企業に関する会計基準の開発を行うことを決定した。本テーマについては、今後検討を開始することを予定している。

(繰延資産に係る会計上の取扱い)

15. 第 531 回企業会計基準委員会 (2024 年 8 月 20 日開催) において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の

取扱い」の改正を新規テーマとして取り上げることを決定した。本テーマについては、今後、他のプロジェクトの状況及び当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

(年次改善プロジェクト)

16. 年次改善プロジェクトでは、原則として年1回、4月1日を基準日として、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行い、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行っている。
17. 2024年年次改善プロジェクトに関して、第527回企業会計基準委員会（2024年6月5日開催）より審議を行い、会計基準等の定めを実質的に変更しない形式的な変更を行う修正については、2024年11月1日に会計基準等の修正を公表し、また、実質的に内容の変更を伴う改正については、2024年11月21日に公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」を公表した。

(ASSET－ASBJ)

18. 企業会計基準委員会が公表する企業会計基準等をより使いやすくするため、2024年9月12日に会計基準検索システム「ASSET－ASBJ」の運用を開始した。ASSET－ASBJの特徴は次のとおりである。
 - (1) 最新の企業会計基準等をシステム上で表示及び印刷することができる。
 - (2) 企業会計基準等を号数順ではなくテーマ別に体系化しており、企業会計基準等の名称又はキーワードにより検索することができる。
19. 企業会計基準委員会のホームページにおいては、引き続きPDF形式の企業会計基準等を掲載している。

以 上